

福井市旅館業の宿泊者の衛生に必要な措置に関する基準等を定める条例施行規則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 57 号)

新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条～第 3 条（略） （水質基準） 第 4 条 条例第 5 条第 7 号クの規則で定める湯又は水は次に掲げるとおりとし、同号ニの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯又は水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）（略） （2）浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、ア及びイに掲げる水質基準に適合させることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合にあっては、ウ及びエに掲げる水質基準） ア 濁度は、5 度以下であること。 イ 有機物（全有機炭素（T0C）の量）が 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットル中に 2 5 ミリグラム以下であること。 ウ <u>大腸菌</u> <u> </u>は、1 ミリリットル中に 1 個以下であること。 エ レジオネラ属菌は、1 0 0 ミリリットル中に 1 0 CFU 未満であること。 （3）（略） 第 5 ～ 7 条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 3 条（略） （水質基準） 第 4 条 条例第 5 条第 7 号クの規則で定める湯又は水は次に掲げるとおりとし、同号クの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯又は水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）（略） （2）浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、ア及びイに掲げる水質基準に適合させることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合にあっては、ウ及びエに掲げる水質基準） ア 濁度は、5 度以下であること。 イ 有機物（全有機炭素（T0C）の量）が 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットル中に 2 5 ミリグラム以下であること。 ウ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>は、1 ミリリットル中に 1 個以下であること。 エ レジオネラ属菌は、1 0 0 ミリリットル中に 1 0 CFU 未満であること。 （3）（略） 第 5 ～ 7 条 （略） 附 則 （略）